

— ご寄附に伴う税額控除について —

【法人からのご寄附】

法人税法第37条第3項第2号により、寄附金の全額を当該決算期の損金に算入することが認められております。

【個人からのご寄附】

所得税法第78条第2項第2号により、「寄附金控除」の対象となり、税法上の優遇措置を受けることができます。

- ・寄附金額(寄附金の合計額が総所得金額等の40%を上回っている場合、総所得金額等の40%)から2千円を除いた額について所得控除を受けることができます。
- ・確定申告期間に、自然科学研究機構が発行した「寄附金領収書」を添えて税務署に申告してください。

※概ね【(寄附金額－2千円)×所得税の税率】の所得税が軽減されます。

【個人住民税の軽減】

平成20年度税制改正により、「所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県・市町村が条例により指定した寄附金(指定寄附金)」について、個人住民税の寄附金控除(税額控除)の対象となりました。

都道府県・市区町村の条例で本機構が「寄附金税額控除対象法人等」として指定されている場合、本機構にご寄附された方は、従前の所得税の寄附金控除に加えて、下記のとおり個人住民税が軽減されます。(機構所在地が東京都であるため東京都民は対象、愛知県民は対象外、岡崎市は対象)

- ・寄附金額(寄附金の合計額が総所得金額等の30%を上回っている場合、総所得金額等の30%)から5千円を除いた額に、次の率を乗じた税額が、寄附した翌年度の個人住民税から軽減されます。
- ・住所地の都道府県が指定した寄附金 --- 4%
- ・住所地の市区町村が指定した寄附金 --- 6%

【参考】

大学共同利用機関法人自然科学研究機構への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。(平成16年3月財務省告示第178号及び昭和40年4月大蔵省告示第154号)

○国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>)

○寄附金税額控除までの流れ

(<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000021/21605/02.pdf>)

【本件問い合わせ先】

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
岡崎統合事務センター財務部財務課総務係
TEL: 0564-55-7142
E-mail: r7142@orion.ac.jp